



第 8 0 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会
青 森 県 準 備 委 員 会

第 3 回 馬 術 競 技 運 営 専 門 委 員 会

別 冊 資 料

目 次

1	第 8 0 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 準 備 経 過	P 1
2	第 8 0 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 青 森 県 準 備 委 員 会 会 則	P10
3	第 8 0 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 青 森 県 準 備 委 員 会 専 門 委 員 会 規 程	P14
4	第 8 0 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 馬 術 競 技 会 開 催 準 備 総 合 年 次 計 画	P18
5	第 8 0 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 馬 術 競 技 会 開 催 基 本 計 画	P19
6	第 8 0 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 青 森 県 準 備 委 員 会 馬 術 競 技 運 営 専 門 委 員 会 馬 事 衛 生 部 会 設 置 要 綱	P21
7	第 8 0 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 馬 術 競 技 会 馬 事 衛 生 業 務 年 次 計 画	P23
8	馬 事 衛 生 部 会 の 廃 止 に つ い て	P24
9	第 8 0 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 馬 術 競 技 会 広 報 実 施 計 画	P25



第 8 0 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 準 備 経 過

年 月 日	内 容
平成 2 5 年 6 月 2 4 日	公益財団法人青森県体育協会（以下「県体育協会」とする。）が、平成 3 7 年に開催の第 8 0 回国民体育大会本大会の招致に関する要望書を県、県議会及び県教育委員会に提出
平成 2 6 年 6 月 2 8 日 ～平成 2 7 年 7 月 2 3 日	県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討（全 6 回開催）
8 月 2 6 日	青森県国体検討懇話会の検討結果報告書について、同懇話会座長が知事及び教育長に報告
9 月 1 0 日	平成 2 7 年度第 2 回青森県総合教育会議において、第 8 0 回国民体育大会本大会の招致について知事と教育委員会が協議
9 月 1 8 日	平成 2 7 年 9 月青森県議会第 2 8 3 回定例会冒頭の提出議案知事説明において、知事が平成 3 7 年に開催される第 8 0 回国民体育大会本大会の本県招致について表明
1 0 月 9 日	同上定例会において、県議会が「第 8 0 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
1 1 月 2 0 日	知事、教育長、県体育協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本体育協会に開催要望書を提出
平成 2 8 年 1 月 1 3 日	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
4 月 1 日	県教育庁スポーツ健康課内に国体準備室を設置（5 名体制）
8 月 3 1 日	第 8 0 回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第 1 回総会及び第 1 回常任委員会を開催
1 0 月 2 1 日	第 8 0 回国民体育大会青森県準備委員会第 1 回総務企画専門委員会を開催
1 0 月 2 5 日	第 8 0 回国民体育大会青森県準備委員会第 1 回競技運営専門委員会を開催
1 1 月 1 0 日	第 8 0 回国民体育大会市町村担当者会議及び競技団体担当者会議を開催
平成 2 9 年 3 月 2 8 日	第 8 0 回国民体育大会青森県準備委員会第 2 回総務企画専門委員会を開催
4 月 1 日	国体準備室員を増員（7 名体制）
4 月 1 9 日	第 8 0 回国民体育大会青森県準備委員会第 2 回常任委員会を開催
5 月 2 4 日	第 8 0 回国民体育大会青森県準備委員会第 2 回総会を開催

年 月 日	内 容
7月13日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回競技運営専門委員会を開催
7月20日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第1回広報・県民運動専門委員会を開催
8月30日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第1回施設専門委員会を開催
10月23日	第80回国民体育大会第1回会場地市町村・競技団体担当者会議を開催
10月26日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回競技運営専門委員会を開催
11月 1日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回総務企画専門委員会を開催
12月12日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第4回総務企画専門委員会を開催
12月18日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回広報・県民運動専門委員会を開催
平成30年 1月15日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回常任委員会を開催
1月22日	第80回国民体育大会青森県準備委員会総務企画専門委員会第1回開催基本構想策定検討部会を開催
1月24日	第80回国民体育大会第1回公開競技・デモンストラーションスポーツ担当者会議及び第2回市町村担当者会議を開催
3月14日	第80回国民体育大会青森県準備委員会総務企画専門委員会第2回開催基本構想策定検討部会を開催
4月 1日	国体準備室員を増員（8名体制）
5月14日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第5回総務企画専門委員会を開催
5月15日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回広報・県民運動専門委員会を開催
6月 6日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第4回常任委員会を開催
7月10日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回総会を開催
8月30日	第80回国民体育大会青森県準備委員会を第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称

年 月 日	内 容
9月 5日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第2回施設専門委員会を開催
10月18日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回競技運営専門委員会を開催
11月 1日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回広報・県民運動専門委員会を開催
”	国体準備室を国民スポーツ大会準備室に改称
11月16日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回総務企画専門委員会を開催
12月21日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回常任委員会を開催
平成31年 3月28日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回競技運営専門委員会を開催
4月 1日	県教育委員会から業務を移管し、県企画政策部に国民スポーツ大会準備室を設置（14名体制）
4月22日	第80回国民スポーツ大会第2回会場地市町村担当者会議を開催
令和元年 5月 9日	中央競技団体正規視察（ゴルフ）
5月10日	
5月16日	中央競技団体正規視察（卓球）
5月22日	中央競技団体正規視察（バドミントン）
5月23日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回総務企画専門委員会を開催
5月24日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回広報・県民運動専門委員会を開催
5月28日	中央競技団体正規視察（高等学校野球）
5月29日	
6月14日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回常任委員会を開催
6月20日	中央競技団体正規視察（カヌー）
6月20日	中央競技団体正規視察（セーリング）

年 月 日	内 容
6月26日	中央競技団体正規視察（弓道）
6月27日	中央競技団体正規視察（スポーツクライミング）
7月 1日	中央競技団体正規視察（ソフトボール）
7月 2日	
7月 3日	
7月 3日	中央競技団体正規視察（テニス）
7月 4日	中央競技団体正規視察（サッカー）
7月 5日	
7月10日	中央競技団体正規視察（ラグビーフットボール）
7月11日	
7月18日	中央競技団体正規視察（ソフトテニス）
7月22日	中央競技団体正規視察（自転車）
7月23日	
7月26日	中央競技団体正規視察（クレール射撃）
7月29日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回総会を開催
7月30日	中央競技団体正規視察（剣道）
7月30日	中央競技団体正規視察（体操）
8月 2日	中央競技団体正規視察（ホッケー）
8月 9日	中央競技団体正規視察（フェンシング）
8月15日	中央競技団体正規視察（相撲）
8月19日	中央競技団体正規視察（陸上競技）
8月23日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回宿泊専門委員会を開催
8月29日	中央競技団体正規視察（空手道）

年 月 日	内 容
8月30日	中央競技団体正規視察（なぎなた）
9月 3日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回輸送・交通専門委員会を開催
9月11日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回式典専門委員会を開催
9月26日	中央競技団体正規視察（銃剣道）
10月 8日	中央競技団体正規視察（ボート）
10月 9日 10月10日	中央競技団体正規視察（バレーボール）
10月15日	中央競技団体正規視察（ハンドボール）
10月17日	中央競技団体正規視察（レスリング）
10月23日	中央競技団体正規視察（柔道）
10月29日	中央競技団体正規視察（ウェイトリフティング）
10月30日 10月31日	中央競技団体正規視察（軟式野球）
10月31日	公益財団法人日本スポーツ協会が、知事、公益財団法人青森県スポーツ協会会長、教育長に第80回国民スポーツ大会冬季大会の開催を依頼
11月 1日	中央競技団体正規視察（アーチェリー）
11月 6日 11月 7日	中央競技団体正規視察（ライフル射撃）
11月13日	中央競技団体正規視察（ボウリング）
11月20日	中央競技団体正規視察（トライアスロン）
11月27日	中央競技団体正規視察（馬術）
11月28日	令和元年11月青森県議会第300回定例会の一般質問において知事が第80回国民スポーツ大会冬季大会を開催することについて表明

年 月 日	内 容
12月16日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回広報・県民運動専門委員会を開催
令和2年 1月14日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回常任委員会を開催
1月15日	中央競技団体正規視察（バスケットボール）
1月16日	
2月13日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回競技運営専門委員会を開催
2月28日	中央競技団体正規視察（水泳・飛込）
4月 1日	国民スポーツ大会準備室員を増員（19名体制）
4月24日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回施設専門委員会を開催（書面決議）
5月11日	第80回国民スポーツ大会第3回会場地市町村担当者会議を開催（書面開催）
5月15日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第8回総務企画専門委員会を開催（書面決議）
5月28日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回広報・県民運動専門委員会を開催（書面開催）
6月 1日	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出
6月 1日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第8回常任委員会を開催（書面決議）
6月26日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回競技運営専門委員会を開催（書面決議）
7月22日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回総会を開催（書面決議）
9月25日	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の4者が第75回鹿児島国体を令和5年に開催することを決定し、これにより第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和8年に一年延期することが決定
10月 8日	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として内定
10月27日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回警備・消防専門委員会を開催

年 月 日	内 容
10月28日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回医事・衛生専門委員会を開催
12月 1日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回水泳（飛込）競技運営専門委員会を開催（書面決議）
”	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回馬術競技運営専門委員会を開催（書面決議）
12月21日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回馬術競技運営専門委員会馬事衛生部会を開催（書面開催）
12月22日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第2回宿泊専門委員会を開催
令和3年 1月13日	令和2年度第2回国体開催県検討会議を開催（オンライン開催）
1月20日	第80回国民スポーツ大会第3回市町村担当者会議・第3回競技団体担当者会議を開催
1月22日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第9回総務企画専門委員会を開催
2月 1日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第9回常任委員会を開催
4月19日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第8回広報・県民運動専門委員会を開催
4月27日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回施設専門委員会を開催
5月28日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第8回競技運営専門委員会を開催
6月 9日	令和3年度第1回国体開催県検討会議を開催（オンライン開催）
7月 9日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回総会を開催（書面決議）
7月30日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第2回輸送・交通専門委員会を開催（書面決議）
9月 9日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第2回式典専門委員会を開催（書面決議）
9月16日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第2回馬事衛生部会を開催（書面決議）
9月30日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第2回水泳（飛込）競技運営専門委員会を開催（書面決議）

年 月 日	内 容
10月26日	中央競技団体正規視察（水泳（競泳・水球・AS・OWS））
10月29日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第2回馬術競技運営専門委員会を開催（書面決議）
10月29日	第80回国民スポーツ大会第4回市町村担当者会議を開催（オンライン開催）
10月29日	第80回国民スポーツ大会第4回会場地市町村担当者会議・第4回競技団体担当者会議を開催（オンライン開催）
10月29日	第80回国民スポーツ大会第1回会場地市町村宿泊・輸送担当者会議を開催（オンライン開催）
11月17日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第9回競技運営専門委員会を開催（書面決議）
11月22日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第2回医事・衛生専門委員会を開催（書面開催）
11月22日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回宿泊専門委員会を開催（書面開催）
11月22日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第2回警備・消防専門委員会を開催（書面決議）
11月26日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第9回広報・県民運動専門委員会を開催（書面決議）
11月26日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第10回総務企画専門委員会を開催（書面決議）
12月 1日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回式典専門委員会を開催（書面決議）
12月21日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第10回常任委員会を開催
令和4年 2月14日	第80回国民スポーツ大会第5回会場地市町村担当者会議を開催（オンライン開催）
4月 1日	国民スポーツ大会準備室員を増員（25名体制）
5月16日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第10回競技運営専門委員会を開催（書面開催）
6月30日	第80回国民スポーツ大会第2回会場地市町村宿泊・輸送担当者会議を開催（オンライン開催）
7月22日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回総会を開催

年 月 日	内 容
8月 9日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回警備・消防専門委員会を開催
8月31日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回輸送・交通専門委員会を開催（書面開催）
9月 2日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回宿泊専門委員会を開催
9月16日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回施設専門委員会を開催
9月16日	第80回国民スポーツ大会第5回市町村担当者会議を開催（オンライン開催）
10月 7日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第10回広報・県民運動専門委員会を開催（書面開催）
10月13日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回医事・衛生専門委員会を開催
11月 7日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第11回総務企画専門委員会を開催
11月10日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回馬術競技運営専門委員会を開催

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第80回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）を青森県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関すること。
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること。
- (4) 大会開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他大会を開催するために必要な準備に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係ある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 7名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監 事 3名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、青森県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会の開催に必要な方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権

限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

（1）総会から委任された事項に関すること。

（2）専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。

（3）総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

（4）その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

1 この会則は、平成28年8月31日から施行する。

2 準備委員会の平成28年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、平成29年3月31日までとする。

附 則 (平成30年7月10日一部改正)

この会則は、平成30年8月30日から施行する。

第 8 0 回国民スポーツ大会青森県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 8 0 回国民スポーツ大会青森県準備委員会会則第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

2 委員長及び副委員長は、第 8 0 回国民スポーツ大会青森県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、災害その他やむを得ないと認められる場合又は軽易な事項については、書面による議決を求め、これをもって委員会に代えることができる。

4 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 8 年 8 月 3 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年 4 月 1 9 日一部改正）

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 9 日から施行する。

附 則（平成 3 0 年 7 月 1 0 日一部改正）

この規程は、平成30年8月30日から施行する。

附 則（令和元年6月14日一部改正）

この規程は、令和元年6月14日から施行する。

附 則（令和2年6月1日一部改正）

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総合的な計画の立案に関すること 2 会場地選定に関すること 3 県及び会場地市町村の業務分担に関すること 4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること	1 総合的な計画の推進に関すること 2 文化プログラムに関すること 3 他の専門委員会に属さない事項に関すること
競技運営専門委員会	1 競技運営等の基本的事項に関すること 2 競技運営に係る計画の立案に関すること 3 競技用具の整備計画に関すること 4 その他競技運営に係る重要な事項に関すること	1 競技運営に係る計画の推進に関すること 2 競技役員等の養成及び編成に関すること 3 競技用具整備の推進に関すること 4 デモンストラーションスポーツに関すること 5 リハーサル大会に関すること 6 競技記録に関すること。 7 その他競技運営に関すること
施設専門委員会	1 競技施設及び関連施設の基本的事項に関すること 2 開・閉会式会場及び関連施設整備の基本的事項に関すること 3 情報通信施設整備の基本的事項に関すること 4 その他施設に係る重要事項に関すること	1 競技施設及び関連施設の整備に関すること 2 開・閉会式会場及び関連施設の整備に関すること 3 情報通信施設の整備に関すること 4 その他施設に関すること

<p>広報・県民運動専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関する事 2 県民運動の基本的事項に関する事 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び啓発の実施に関する事 2 県民運動の推進に関する事 3 愛称・スローガン、マスコット等に関する事 4 報道機関との調整に関する事 5 記録映像及び記録写真に関する事 6 その他広報及び県民運動に関する事
<p>宿泊専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊の基本的な事項に関する事 2 その他宿泊に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊業務に関する事 2 食事等の提供に関する事 3 その他宿泊に関する事
<p>輸送・交通専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通の基本的事項に関する事 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国輸送に関する事 2 開・閉会式の輸送に関する事 3 競技会場地の輸送に関する事 4 その他輸送及び交通に関する事
<p>式典専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典の基本的事項に関する事 2 その他式典に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式の企画及び運営に関する事 2 式典音楽に関する事 3 式典演技に関する事 4 大会旗・炬火リレーに関する事 5 その他式典に関する事
<p>医事・衛生専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医事・衛生の基本的な事項に関する事 2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護及び防疫に関する事 2 食品衛生及び環境衛生に関する事 3 その他医事・衛生に関する事

警備・消防専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備及び消防防災の基本的事項に関する事 2 その他警備及び消防防災に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式会場の警備及び消防防災に関する事 2 その他警備及び消防防災に関する事
水泳（飛込）競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県外開催水泳競技の基本的事項に関する事 2 その他県外開催水泳競技に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技会開催準備の年次計画に関する事 2 競技の企画及び運営に関する事 3 競技用具の整備に関する事 4 宿泊、医事・衛生、輸送・交通及び警備・消防防災に関する事 5 開催地の関係機関との連絡調整その他競技会を開催するために必要な事項に関する事
馬術競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県外開催馬術競技の基本的事項に関する事 2 その他県外開催馬術競技に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技会開催準備の年次計画に関する事 2 競技の企画及び運営に関する事 3 競技用具の整備に関する事 4 宿泊、医事・衛生、輸送・交通及び警備・消防防災に関する事 5 馬事衛生に関する事 6 開催地の関係機関との連絡調整その他競技会を開催するために必要な事項に関する事

第80回国民スポーツ大会馬術競技会 開催基本計画

第80回国民スポーツ大会馬術競技会（以下「競技会」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める国民体育大会開催基準要項、同細則、第80回国民スポーツ大会開催基本方針及び同基本構想に基づき、スポーツによる地域活性化や健康づくり、次代を担う子どもたちに夢や希望を与えるなど、新たな活力を創出するものとする。

競技会は、山梨県馬術競技場において開催されることから、山梨県、北杜市及び関係機関・団体等との連携を図り、簡素・効率的な運営に取り組むとともに、青森県、山梨県双方の馬術競技の普及・振興に資することを目指す。

1 総務企画関係

(1) 総務

競技会開催に向けて、現地事務所及び実施本部を設置し、競技会開催準備及び運営に万全を期するとともに、必要に応じ北杜市において競技会補助員（ボランティア）等の募集を行う。

(2) 広報

競技会開催に向けて地域の理解と協力が得られるよう、各種イベントや広報媒体を計画的かつ効果的に活用し、広報活動を展開する。

(3) おもてなし

特産品、土産品等の販売や観光パンフレット活用等により、山梨県、北杜市及び青森県の魅力を紹介するとともに、競技会参加者等を温かく迎え、心のこもったおもてなしを行う。

2 施設関係

(1) 施設

国民体育大会開催基準要項の施設基準を踏まえ、安全で円滑な競技会運営のために必要な仮設等の会場整備に努める。

3 競技式典関係

(1) 競技運営

青森県及び山梨県の競技団体との連携の下、審判員等の編成・研修等の競技運営に必要な諸条件の整備を図る。

また、既存の大会を活用したりハーサル大会の開催について検討するなど、万全な運営体制の確立を図る。

(2) 式典

開始式及び表彰式は、競技会運営に支障をきたさない範囲で効率よく実施する。

4 宿泊衛生関係

(1) 宿泊

競技会参加者の会場までの交通上の利便等を考慮し、宿舍の確保を図るとともに、衛生面に配慮し、栄養面の調和がとれた食事の提供に努める。

(2) 医事・衛生

競技会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、応急処置及び医療機関への移送等の医療救護体制を整備する。

また、競技会場及び宿泊施設等における食品衛生及び環境衛生対策に万全を期する。

(3) 馬事衛生

馬術競技の円滑な運営に寄与するため、出場馬の防疫、健康管理、輸送及び飼料の確保等に万全を期する。

5 輸送交通関係

(1) 輸送・交通

競技会会場周辺の道路及び交通状況を考慮し、必要に応じて計画輸送を検討するとともに、会場周辺に駐車場を確保する。

(2) 警備・消防防災

警備・消防防災体制を確立し、競技会場、宿泊施設等における災害の防止と非常時における緊急体制に万全を期する。

令和2年12月1日

馬術競技運営専門委員会 決定

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会 馬術競技運営専門委員会 馬事衛生部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会専門委員会規程第5条第1項の規定に基づき、馬術競技運営専門委員会（以下「専門委員会」という。）の部会の設置および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称及び付託事項)

第2条 部会の名称並びに専門委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 部会の役員については、専門委員会委員長が指名する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは副部会長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 部会委員の任期は、委嘱されたときから部会の目的が達成されたときまでとする。ただし、部会委員が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その部会委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 部会は、付託事項を審議したときは、その結果を専門委員会に報告するものとする。

4 部会長は、災害その他やむを得ないと認められる場合又は軽易な事項については、書面による議決を求め、これをもって部会に代えることができる。

5 部会長が必要と認めるときは、部会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門委員会委員長の承認を得て別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
馬事衛生部会	1 馬事衛生の基本的事項に関する事 2 その他馬事衛生に係る重要な事項に関する事	1 出場馬の健康検査及び防疫に関する事 2 出場馬の診断及び装蹄に関する事 3 厩舎の衛生管理に関する事 4 飼料、敷料に関する事 5 出場馬の輸送及び入退厩に関する事 6 馬運車等の消毒に関する事 7 救護獣医師、装蹄師の確保に関する事 8 馬事衛生物品の調達に関する事 9 馬事衛生対策開催県連携に関する事 10 その他馬事衛生に関する事

第80回国民スポーツ大会 馬術競技会 馬術衛生業務年次計画

令和3年10月29日
第2回馬術競技運営専門委員会 決定

年度	令和2年度 (6年前)	令和3年度 (5年前)	令和4年度 (4年前)	令和5年度 (3年前)	令和6年度 (2年前)	令和7年度 (1年前)	令和8年度 (開催年)
主要スケジュール	委員会	委員会	委員会	開催決定・会期決定 委員会	委員会	現地事務所設置 委員会	県実施本部設置 (競技別実施班) 委員会
競技会運営委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会
関係会議等 組織運営	部会	馬術衛生業務年次計画 三重リハ・本大会 馬術衛生班体制の検討	馬術衛生班体制の検討	関係機関・団体との連絡調整 開催都道府県・開催地都道府県連携協力会議(必要に応じて)	馬術衛生班体制 鹿島島リハ・本大会 開催都道府県の視察	馬術衛生業務マニュアル 滋賀リハ・本大会	馬術リハ大会 リハ大会 人員配置 リハ大会業務 必携作成
馬	部会	馬術衛生班体制の検討	馬術衛生班体制の検討	馬術衛生班体制の検討	馬術衛生班 人員配置(案)	馬術衛生班 人員配置(案)	リハ大会 人員配置 リハ大会業務 必携作成
衛生					健康検査業務の検討	健康検査業務(案)	健康検査の実施
業務					防疫業務の検討	防疫業務(案)	馬インフルエンザ対策の実施 馬体照合・防疫検査の実施 馬運車・厩舎等の消毒の実施
診療		会場防疫レイアウトの検討	会場防疫レイアウトの検討	会場防疫レイアウトの検討	馬術衛生業務研修会	馬術衛生業務研修会	リハ大会防疫 事前指導 本大会防疫 事前指導
装蹄		獣医師確保・配置の検討	獣医師確保・配置の検討	獣医師確保・配置の検討	診療業務の検討	診療業務(案)	獣医師との契約 診療所の設置・診療業務の実施
装蹄		装蹄師確保・配置の検討	装蹄師確保・配置の検討	装蹄師確保・配置の検討	装蹄業務の検討	装蹄業務(案)	装蹄師との契約 装蹄所の設置・装蹄業務の実施
馬事総務		馬運車駐車場確保の検討	馬運車駐車場確保の検討	馬運車駐車場確保の検討	馬運車駐車場(案)	馬運車駐車場(案)	装蹄所の設置・装蹄業務の実施
馬事総務					馬匹輸送の検討	馬匹輸送(案)	出場馬の輸送・入退厩・厩舎管理業務
馬事総務					飼料・敷料調達業務の検討	飼料・敷料調達(案)	
馬事総務					厩舎等衛生管理業務の検討	衛生管理業務(案)	
馬事総務					馬糞処理業務の検討	馬糞処理業務(案)	
馬事総務					補助ボランティア確保の検討	ボランティア配置(案)	

令和3年10月29日

第2回馬術競技運営専門委員会 決定

馬事衛生部会の廃止について

1. 部会の廃止について

開催県の馬事衛生に係る業務負担が膨大であることから、第1回馬術競技運営専門委員会(R2. 12. 1)において馬事衛生部会設置要綱を策定、第1回馬事衛生部会(R2. 12. 21)を
書面開催し先催県の馬事衛生業務について報告した。

馬事衛生に係る業務負担軽減に向けたJ S P O及び日本馬術連盟との三者協議(R3. 5. 11)において、入厩時の手帳査閲及び個体識別、入退厩時の馬臨床検査はN F 獣医師団が中心となって担うことが確認されたことから、開催県の馬事衛生に係る業務負担が軽減されることとなった。

これに伴い、馬事衛生本部を設置せず馬事衛生班として対応することにより、県外開催先催県と比べて大幅に人員を削減できる見込みであるとともに、馬事衛生部会で取り扱う審議事項が質・量ともに軽減されることから、同部会を廃止し、同部会に付託・委任している事項について、馬術競技運営委員会で審議することとしたい。

< 県外開催先催県比較 >

開催年	開催県	会場地	馬事衛生本部体制
H29	愛媛	三木ホースランドパーク	44名
H30	福井	御殿場市馬術・スポーツセンター	36名
R8	青森	山梨県馬術競技場	21名(本県は班で対応)

2. 部会廃止に伴う部会委員の委員会委員への就任について

馬事衛生部会の廃止後は、同部会に付託及び委任していた事項について馬術競技運営専門委員会で審議する必要があるため、本委員会委員を増員することとしたい。

なお、馬術競技運営専門委員会委員を兼務していない山梨県農政部畜産課長、山梨県西部家畜保健衛生所長、青森家畜保健衛生所長、山梨県獣医師会理事には、引き続き、馬事衛生に係る基本的事項及び重要な事項に関して御助言をいただきたく、本委員会委員に就任いただきたい。

令和3年10月29日

第2回馬術競技運営専門委員会 決定

第80回国民スポーツ大会馬術競技会

広報実施計画

青の煌めきあおもり国スポ(第80回国民スポーツ大会)馬術競技会(以下「競技会」という。)の開催を広く青森県民、山梨県民及び北杜市民に周知し、競技会開催への理解を深めるとともに、気運の醸成に努めるため、「第80回国民スポーツ大会広報基本計画」に基づき次のとおり広報を実施する。

1 印刷物等による広報

第80回国民スポーツ大会準備委員会(以下「準備委員会」という。)作成のパンフレット・広報誌及び公式ポスター等を北杜市主要箇所に配布するとともに、各種広報紙等への競技会情報の掲載を依頼する。

2 多様なメディアによる広報

報道機関との連携及びインターネットなど多様なメディアの活用により、迅速かつ広域的な広報活動の展開を図る。

3 イベント等による広報

地元で開催される行事やスポーツ大会等のイベントに参画し、国スポマスコットやイメージソング等を活用するなど積極的な広報活動を行うとともに競技会への協力を呼びかける。

4 屋外広告物等による広報

関係機関の協力を得て、競技会場等に横断幕・のぼり等を設置し、競技会開催の広報に努める。

5 競技会の記録

競技会開催の準備、実施状況等を記録に収める。